

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年12月24日

【会社名】 中央三井トラスト・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Chuo Mitsui Trust Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 田 辺 和 夫

【本店の所在の場所】 東京都港区芝三丁目33番1号

【電話番号】 03 (5445) 3500 (大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 佐 藤 快 三

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝三丁目33番1号

【電話番号】 03 (5445) 3500 (大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 佐 藤 快 三

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

平成22年12月22日開催の当社臨時株主総会（第1号議案および第2号議案については、普通株主による種類株主総会を兼ねる）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成22年12月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 当社と住友信託銀行株式会社との株式交換契約承認の件

当社と住友信託銀行株式会社との株式交換契約（以下、本株式交換契約）を承認可決する。

第2号議案 定款一部変更の件

本株式交換契約の効力が生ずることを条件として、商号、本店の所在地、公告方法、発行可能株式総数および発行可能種類株式総数、優先株式に係る規定ほか所要の変更を行う。

なお、本件は株式交換契約の効力発生時（以下、本株式交換効力発生時）に効力を生ずる。

第3号議案 取締役5名選任の件

常陰均、向原潔、大塚明生、佐谷戸淳一、大久保哲夫の5氏を新たに取締役に選任する。

なお、本件は本株式交換効力発生時に効力を生ずる。

第4号議案 監査役3名選任の件

杉田光彦、前田庸、星野敏雄の3氏を新たに監査役に選任する。

なお、本件は本株式交換効力発生時に効力を生ずる。

第5号議案 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件

退職慰労金制度廃止に伴い、在任中の取締役および監査役各氏に対し、当社所定の基準に従い相当な範囲内で、平成23年3月31日までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏が取締役および監査役を退任した時に打切り支給することとし、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれ一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 当社と住友信託銀行 株式会社との株式交 換契約承認の件	1,250,434	138,754	605	(注) 2	可決 87.79%
第2号議案 定款一部変更の件	1,240,624	148,534	605	(注) 2	可決 87.11%
第3号議案 取締役5名選任の件					
常陰 均	1,152,364	202,919	153	(注) 3	可決 82.91%
向原 潔	1,152,836	202,447	153		可決 82.94%
大塚 明生	1,152,842	202,441	153		可決 82.94%
佐谷戸 淳一	1,137,971	217,312	153		可決 81.87%
大久保 哲夫	1,137,967	217,316	153		可決 81.87%
第4号議案 監査役3名選任の件					
杉田 光彦	1,213,920	141,365	153	(注) 3	可決 87.34%
前田 庸	1,238,402	116,882	153		可決 89.10%
星野 敏雄	1,238,490	116,794	153		可決 89.10%
第5号議案 取締役および監査役 に対する退職慰労金 制度廃止に伴う退職 慰労金打切り支給の 件	1,050,276	284,149	21,014	(注) 1	可決 75.56%

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。